

令和 6 年 5 月 2 2 日

令和 6 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[参考資料]

議案第 9 号乃至議案第 1 1 0 号関係	1
議案第 1 1 1 号関係	5
議案第 1 1 2 号関係	7
議案第 1 1 4 号関係	9

請願・陳情事項一覧

1 教科書展示に関すること

- 1-1 「教科書展示会の開催について更なる周知をはかること」
- 1-2 「教科書展示会の開催時間を延長すること」
- 1-3 「教科書展示会で見本本の撮影を可とすること」
- 1-4 「展示した教科書の内容をインターネットに行政責任のもと公表すること」
- 1-5 「展示会でのアンケートを採用の基準にしてほしい」
- 1-6 「より多くの公的機関や商業施設での開催をしてほしい」
- 1-7 「法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」
- 1-8 「教科書展示会を各学校で行ってほしい」

2 調査段階（調査委員／資料の内容）や選定（事前推薦）、採択権者に関するもの

- 2-1 「あらゆる過程において公開性を徹底すること」
- 2-2 「実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること」
- 2-3 「調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」
- 2-4 「教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、資料の作成方法を改善すること」
- 2-5 「作成する資料は、（他自治体の事例を研究して）採択権者が数値データで判断（数値化）できるように一層充実すること」
- 2-6 「採択前の調査研究段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと」
- 2-7 「採択は、教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」

3 特定の教科書発行者に関するもの

- 3-1 「令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい」
- 3-2 「自由社、育鵬社を採択してほしい」
- 3-3 「育鵬社を小中で使ってほしい。謝礼問題不正の会社
作った教科書を利用してはいけない。歴史をきちんと継
承することで日本人が学び続けられる。」
- 3-4 「（自由社や）育鵬社の教科書を使用している学校が少
ないので、公正な採択をすること」
- 3-5 「自虐的な記述の多い東京書籍の採用はやめてほしい。
東京書籍は謝礼問題で不正があり、採択してはいけな
い（一定期間採択を控えてほしい）。」
- 3-6 「三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍は採択し
ないこと。」
- 3-7 「刑事事件や歴史的事実誤認表記のあった東京書籍、帝
国書院、大日本図書を候補に入れえないこと。」
- 3-8 「東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れえないも
しくは刑事事件や歴史的事実誤認表記という過去の事実も
資料に明記し、公正・公平な教科書を採択すること。」

4 特定の内容（包括的性教育等）に関するもの

- 4-1 「包括的性教育、性自認を曖昧にするような誘導を行う
内容、必要以上に性に関する行為を指導する内容を削除
すること」

大項目	①教科書展示に関すること								②調査段階（調査委員／資料の内容）や選定（事前推薦）、採択権者に関するもの							③特定の教科書発行者に関するもの							④包括的性教育等に関するもの	
	①-①	①-②	①-③	①-④	①-⑤	①-⑥	①-⑦	①-⑧	②-①	②-②	②-③	②-④	②-⑤	②-⑥	②-⑦	③-①	③-②	③-③	③-④	③-⑤	③-⑥	③-⑦		③-⑧
小項目	教科書展示会の開催について更なる周知をはかること	教科書展示会の開催時間を延長すること	教科書展示会で撮影を可とすること	展示した教科書の内容を、インターネットに行政責任のもと公表すること	展示会でのアンケート採用の基準にしてほしい	より多くの公的機関や商業施設での開催をしてほしい	法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること	教科書展示会を各学校で行ってほしい	あらゆる過程において公開性を徹底すること	実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること	調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること	教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、資料の作成方法を改善すること	作成する資料は、（他自治体の事例を研究して）採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること	採択前の調査研究段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと	採択は、教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと	令和書籍、自由社、育鵬社を採択してほしい	自由社、育鵬社を採択してほしい	育鵬社を小中で使ってほしい 謝礼問題不正の会社が作った教科書を利用してはいけない 歴史をきちんと継承することで日本人が学び続けられる	（自由社や）育鵬社の教科書を使用している学校が少ないので、公正な採択をすること	自虐的な記述の多い東京書籍の採用はやめてほしい 東京書籍は謝礼問題で不正があり、採択してはいけない（一定期間採択を控えてほしい）	三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍は採択しないこと	刑事事件や歴史的事実誤認表記のあった東京書籍、帝国書院、大日本図書は候補に入れないこと	東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない、もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採択すること	④-① 包括的性教育、性自認を曖昧にするような誘導を行う内容、必要以上に性に関する内容を削除すること
議案第9号							○		○	○	○			○										
議案第10号														○										
議案第11号											○										○			
議案第12号	○	○	○	○																				
議案第13号	○		○															○						
議案第14号	○		○															○						
議案第15号																								
議案第16号													○											
議案第17号											○												○	
議案第18号													○			○								
議案第19号														○								○		
議案第20号														○								○		
議案第21号												○											○	
議案第22号											○												○	
議案第23号													○			○								
議案第24号	○	○	○		○	○																		
議案第25号														○									○	
議案第26号													○											
議案第27号													○											
議案第28号													○											
議案第29号												○												
議案第30号													○											
議案第31号													○											
議案第32号													○											
議案第33号													○			○								
議案第34号													○			○								
議案第35号													○			○								
議案第36号													○			○								
議案第37号	○		○															○						
議案第38号														○								○		
議案第39号														○								○		
議案第40号														○		○								
議案第41号														○		○							○	
議案第42号														○		○								
議案第43号														○		○								
議案第44号														○								○		
議案第45号	○	○		○																○				
議案第46号																			○					
議案第47号																						○		
議案第48号																						○		
議案第49号													○											
議案第50号													○			○								
議案第51号												○				○								
議案第52号												○				○								
議案第53号												○				○								
議案第54号												○				○							○	
議案第55号													○											
議案第56号													○											
議案第57号													○			○								
議案第58号													○			○								
議案第59号													○			○								

令和 7 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

1 採択対象教科用図書

- (1) 中学校用教科用図書(令和 7 年度使用)
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書(令和 7 年度使用)

2 採択期間

令和 6 年 8 月 31 日まで

3 採択方法

- (1) 千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定(以下「調査研究等」という)を行う。
- (2) 前記専門調査員会を組織する専門調査員は、教科用図書について識見を有する校長、教頭又は教員のうちから教育委員会が委嘱する。なお、十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱するものとする。
- (3) 教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、教育委員会が、令和 7 年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和 7 年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知、「選定資料」及び「選定資料作成の基本的観点」をもとに、千葉市の児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行う。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和 6 年 9 月 1 日以降、採択に係る資料を公開する。

令和7年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

1 採択対象教科用図書

高等学校用教科用図書（令和7年度使用）

2 採択期間

令和6年8月31日まで

3 採択方法

- (1) 校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。
- (2) 選定に当たっては、令和7年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編修趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。
- (3) 校長の選定に基づき、教育委員会が令和7年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和7年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和6年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。

千葉県指定文化財候補

おおふね かざりまく
大舟の飾り幕

1 種別

有形民俗文化財

2 員数

1 枚

3 所有者

寒川神社（千葉市中央区寒川町 1 丁目 123 番地）

4 所在地

千葉市中央区亥鼻 1-6-1（千葉市立郷土博物館内）

5 適用基準

本市の歴史上重要なもの

6 法量

幅 78 cm、全長 1,540 cm

7 時代

嘉永 3 年（1850）

8 説明

千葉市地域文化財「寒川神社の御浜下り」の由来となる「千葉妙見の祭礼」の中で用いられた舟形の山車「結城舟（寒川舟）」に飾り付けられたとされる幕。緋羅紗と木綿地の袷仕立てで、幕の中央部で 2 枚を縫い合わせ、左右に九曜紋と月星紋に瑞雲、竹に虎、岩に砕ける波が、幕端には「寒川村氏子中」の文字が、切付や刺繍で表現されている。裏地には、嘉永 3 年（1850）の制作であること、飾り幕を新調するに至った経緯、それに携わった寒川村の村方三役の姓名や由来が墨書きされている。

各図柄の表現に適した刺繍技法を採用するなど、高度な技術を駆使して制作されていること、制作年代、制作の経緯や費用捻出の方法が明らかであること、本来祭礼時の使用により経年劣化しているはずの羅紗織物がほぼ完形で伝えられていることは希少である。さらに、単に祭具というだけではなく、往時の千葉妙見の祭礼や信仰の具体的な姿を伝え、また地域の歴史とも深く結びつく大変貴重な文化財である。

参考文献：小澤清男「寒川神社に伝来する『大舟の飾り幕』について」

（千葉市立郷土博物館『研究紀要』第 6 号）



九曜紋に瑞雲

月星紋に瑞雲



竹に虎



岩に砕ける波



「寒川村氏子中」

(後略)

寒川村兼帯
千葉寺村
名主

建久中千葉介常胤所製作之祭具其華飾及至毀敝今也村政兼巷伯相共計以喻海里四百戸之民人釀一日一錢以市緋羅紗數匹繡之以竹與虎
書識歲月
嘉永三年庚戌蘭涼癸丑日

幕裏の墨書(抜粋)



「下総国千葉郷妙見寺大縁起絵巻」(歎喜寺(福島県)蔵 寛文2年(1662)非公開)に描かれた「結城舟(寒川舟)」

千教文第376号
令和6年3月28日

千葉市文化財保護審議会
会長 小関 悠一郎 様

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦

千葉市指定文化財の指定について（諮問）

千葉市文化財保護条例（昭和33年千葉市条例第18号）第6条の規定に基づき、下記について諮問します。

記

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 千葉市指定文化財の指定 | 1件 |
| 2 諮問案件 | 大舟の飾り幕
(有形民俗文化財) |

令和6年3月28日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市文化財保護審議会
会長

小関 悠一郎

千葉市指定文化財の指定について (答申)

令和6年3月28日付5千教文第376号で諮問のあったことにつきまして
は、諮問どおりに決定することが適当と認めます。

